

議案第 41 号

里庄町分担金徴収条例の一部改正について

里庄町分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

農地災害復旧事業に係る分担金について、対象事業と分担金率を整理するため、条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町分担金徴収条例の一部を改正する条例

里庄町分担金徴収条例（平成 27 年里庄町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例により分担金を徴収する事業は、次に掲げるもの（以下「対象事業」という。）とし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地災害復旧事業 国又は岡山県の補助を受けて町が行う農業土木事業
- (2) 林地崩壊防止事業 国又は岡山県の補助を受けて町が行う森林土木事業
- (3) 林地災害復旧事業 国又は岡山県の補助を受けて町が行う森林土木事業
- (4) 林地災害防止事業 国又は岡山県の補助を受けて町が行う森林土木事業
- (5) コミュニティ整備事業 町とコミュニティがいずれも所有権を有する物件に係る整備事業

第 2 条第 2 項中「乗じた額とする」を「乗じて得た額の範囲内において町長が定める」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

事業区分	比率	
	補助事業	
農地災害復旧事業	現年度事業	過年度事業
	100 分の 10	100 分の 20
林地崩壊防止事業	100 分の 50	
林地災害復旧事業	100 分の 50	
林地災害防止事業	100 分の 50	
コミュニティ整備事業	100 分の 50	

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の里庄町分担金徴収条例（以下「改正条例」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 改正条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に実施する事業から適用し、同日前までに実施した事業については、なお従前の例による。